

流山市地域子育て支援拠点事業 運営業務委託事業者 選考評価基準表兼採点表

1 評価方法

- (1) 評価は、「流山市地域子育て支援拠点事業運営業務委託事業者選考委員会運営要領」に定める選考委員で行う。
- (2) 選考委員は、事業者が提示した企画提案書及びプレゼンテーション等の内容を精査し、下記の項目について、「特に優れている」、「優れている」、「普通」、「やや劣っている」、「劣っている」の5段階で評価を行う。
- (3) 各選考委員に配分される評価点は1人あたり70点満点とする。

2 評価基準

評価項目		評価の視点	参考 (参考とする資料等を記載しています。)	配点	
選考委員採点	1	全体計画について	応募動機について、事業に対する意欲や熱意が感じられるか。	企画提案書第1項	5
	2		事業計画について、事業の趣旨を十分に理解した提案・事業計画となっているか	事業計画	5
	3	実施体制について	事業を確実に運営できる人員配置計画となっているか（職員の急な体調不良などの緊急時にも対応可能な体制作りについて）	企画提案書第2項及び予定構成員一覧	5
	4		職員の育成（研修等）に関する取り組みについて	企画提案書第3項	5
	5		職員の確保（採用計画や離職対策等）に関する取り組みについて	企画提案書第4項	5
	6		子育て親子の交流の場の提供や交流の促進、子育て等に関する相談、援助、地域の子育て関連情報の提供、子育て及び子育て支援に関する講習等のイベントの実施について	企画提案書第5項及び事業計画	5
	7		地域全体で、子どもの育ち・親の育ちを支援するため、地域の実情に応じ、地域に開かれた運営を行い、関係機関や子育て支援活動を実施する団体等と連携の構築を図るための取り組みについて	企画提案書第6項及び事業計画	5
	8		事故防止や不審者対策、災害に備えた避難訓練や防災マニュアルの作成、職員研修等の実施について	企画提案書第7項	5
事務局入力	9	組織についての評価	過去5年間に流山市または他の自治体において、地域子育て支援拠点事業の履行実績があるか。 (履行実績が4回以上の場合5点、3回は4点、2回は3点、1回は2点、0回は1点とする)		5
	10		過去5年間に流山市または他の自治体において、利用者支援事業の履行実績があるか。 (履行実績が4回以上の場合5点、3回は4点、2回は3点、1回は2点、0回は1点とする)		5
	11		過去5年間に流山市または他の自治体において、子育て関連事業（保育事業、一時預かり事業、ファミリー・サポート・センター事業等）の履行実績があるか。 (履行実績が4回以上の場合5点、3回は4点、2回は3点、1回は2点、0回は1点とする)		5
	12	配置人員についての評価	地域子育て支援拠点事業の担当職員について、過去に同種・類似業務の従事実績があるか。 (従事期間が4年以上の場合5点、3年は4点、2年は3点、1年は2点、0年は1点とする)		5
	13		利用者支援事業の担当職員について、過去に同種・類似業務の従事実績があるか。 (従事期間が4年以上の場合5点、3年は4点、2年は3点、1年は2点、0年は1点とする)		5
14	担当職員について、過去に同種・類似業務（保育事業、一時預かり事業、ファミリー・サポート・センター事業等）の従事実績があるか。 (従事期間が4年以上の場合5点、3年は4点、2年は3点、1年は2点、0年は1点とする)		5		
評価点合計				70	

3 選考方法

- (1) 各選考委員の評価点を合計し、最も高い点数を獲得した事業者を優先交渉権者として選考して随意契約の交渉を行う。
- (2) 同点の事業者が複数ある場合には、選考委員の合議による優劣の比較審査を行い、優先交渉権者を選考する。
- (3) 優先交渉権者と随意契約の交渉の結果、合意に至らなかった時は、次に審査点の合計が高い事業者と随意契約の交渉を行う。
- (4) 評価点の合計が210点（各選考委員に配点された評価点の合計である350点の6割）に満たない場合は、優先交渉権者として選考しないものとする。
- (5) 「劣っている」の評価が5つ以上あった事業者については、優先交渉権者として選考しないものとする。